

大阪府公安委員会告示第35号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき、遊技機の型式の検定について申請のあった次の遊技機は、令和4年3月15日付けで遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に規定する技術上の規格に適合していると認めたので、規則第9条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、検定の有効期間は、公示の日から3年間である。

令和4年3月18日

大阪府公安委員会

委員長 高瀬 桂子

申請者（製造業者）の 氏名又は名称及び住所	遊技機 の種類	遊技機 の区分	型 式 名	検 定 番 号
マルホン工業株式会社 代表取締役 西出 晃央 愛知県春日井市桃山町一丁目 127番地	ぱちんこ 遊技機	規則第6 条第1号	P獅子王	1P1630
株式会社三共 代表取締役 石原 明彦 東京都渋谷区渋谷三丁目29 番14号			P蒼穹のファ フナー 超蒼 穹3800A	1P1006
			Pフィーバー ダンまちF	110146
			P頭文字DS EJG	1P1667
株式会社サンセイアールアン ドディ 代表取締役 梅村 尚孝 愛知県名古屋市中区丸の内二 丁目11番13号			P激デジ真・ 牙狼RBY4	1P1026
			P世界でいち ばん強くなり たいRHY	1P1060
			P牙狼MUS EUM-MA	1P1581

株式会社パイオニア 代表取締役 片田 富穂 東大阪市長田中一丁目4番6号	回胴式遊 技機	規則第6 条第2号	Sスーパーハ ナハナ2D- 30	1 S 1 7 3 6
株式会社アマテックス 代表取締役 水島 勇治 東京都台東区東上野一丁目 16番1号			SアバサーA 1-30	1 S 1 9 5 3